



島根県報

平成20年6月27日(金)
号外第88号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第54号)

1 規則の概要

財団法人三瓶フィールドミュージアム財団が財団法人しまね自然と環境財団に名称変更することに伴う規定の整理(第14条関係)

2 施行期日

平成20年7月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第54号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表環境生活部の部自然環境課の項第8号中「財団法人三瓶フィールドミュージアム財団」を「財団法人しまね自然と環境財団」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

